

## 平成20年度中小企業向けSaaS活用基盤整備事業

### —公募要領—

平成20年5月30日  
経済産業省  
商務情報政策局  
情報処理振興課

#### 1. 背景と目的

中小企業の中でも、自社でサーバの導入を考えられる水準の企業と、自社でのIT投資が無理と考える企業の間で、IT格差はますます拡大していくことが予想される。

特に、従業員数20人以下の小規模企業の情報化は進んでおらず、中堅規模以上の中小企業との間でも、ITの活用に関して差が拡がりつつある。

このため、多くの小規模企業に、実際に使ってみることを通じてIT活用のメリットを実感して貰うとともに、一定規模の利用者の創出によって小規模企業の情報化市場を活性化するため、官民が一体となって、全国規模で、安価かつ簡便なシステムの提供と普及に直接取り組むことが必要である。

本事業では、このようなシステムの提供と普及を通して、以下の達成を目指すものである。

##### (1) 小規模企業におけるIT活用の底上げと経営力強化

- 財務会計・税務申告の電子化を柱に、小規模企業を中心としたIT利用者の大幅な裾野拡大を図る。具体的には、財務会計・税務申告、給与計算、あるいは小規模企業に有用なその他ソフトウェアを提供するためのSaaS (Software as a Service)<sup>1</sup>活用基盤を構築し、50万社以上に普及することを目指す。
- 経営における効果的かつ適正なIT活用を進めることで、小規模企業の経営力を向上する。

##### (2) 小規模企業に対する公的ITインフラの整備・普及

- 関係省庁と連携し、財務会計や給与計算等と一体となったオンライン申告・申請サービスを開発、低廉な価格で小規模企業を中心に提供する。また、同サービスの活用と適正申告の同時普及を図ることにより、小規模企業を中心とした適正な電子申請利用率の向上を図る。

---

<sup>1</sup>今回の整備事業では、技術的に純粋なSaaSのアーキテクチャ以外も含め、多様な形態のオンライン型システムを採用する。

## 2. 中小企業向け S a a S 活用基盤整備事業の基本方針

本事業では、以下に示す「中小企業向け S a a S 活用基盤整備事業の基本方針」（以下、「基本方針」という）に従って、S a a S 活用基盤の整備を実施し、中小企業向けの各種オンライン型アプリケーション（以下、「アプリケーション」という）の提供、及び普及啓発活動を行う。

S a a S 活用基盤とは、大きく以下の4つの機能で構成される。

- ① S a a S サービスインフラ<sup>2</sup>： アプリケーションを実行するために必要なハードウェアやソフトウェア等の I T リソースを提供する基盤。
- ② データセンタ： システムの運用管理等を実施。
- ③ 共通ポータル： 利用者がアクセスする本事業のポータルサイト。共通ユーザ・インタフェース（共通画面制御）、シングル・サイン・オン、ユーザ管理、課金管理、データ連携等の共通で必要とする機能を提供。
- ④ S a a S プラットフォーム・ソフトウェア（以下、「S a a S - P F ソフト」という）： シングルシステム・マルチテナントを実現する S a a S 基盤ソフトウェア。

### （1）本事業で提供されるアプリケーションに求められる要件

20人以下の小規模企業を主たる対象（以下、「利用者」という）とし、公的申請用のアプリケーションと連携したオンラインの財務会計など基幹業務用のアプリケーションを提供する。具体的なアプリケーションの内容は以下のとおり。

#### ① 対象となるアプリケーションの種類

- ・ 財務会計
- ・ 給与計算・社会保険申請
- ・ その他（グループウェア、経理処理、経営分析等）

#### ② アプリケーションに求められる要件

- ・ 原則、既存のビジネスで提供しているソフトウェアと同等の基本機能を本事業で開発する S a a S 活用基盤に移植・実装し、本事業で開発する共通ポータルと連携する。
- ・ 提供されるアプリケーションについて、他のアプリケーションと連携する場合は、シームレスな処理が可能となるよう、本事業で定めるデータ連携方式に対応した形式でデータを出力する。
- ・ 財務会計アプリケーションについては、電子帳簿保存法に対応する機能を実装する。

#### ③ 事業継続性

- ・ 国の委託事業期間中は、原則、サービスの継続的提供を前提とする。

---

<sup>2</sup> シングルシステム・マルチテナントを実現する技術的に純粋な S a a S 基盤ではない。

- ・ 国の委託事業終了後も、可能な限り、サービスを提供することを前提とする。

#### ④共通ポータルとの連携要件

- ・ 各アプリケーションのユーザ管理機能（ユーザIDとパスワード管理）は、本事業で開発する共通ポータルのシングル・サイン・オン（SSO）機能と連携し、利用者が共通ポータルのIDとパスワードを入力すれば、各アプリケーションのIDとパスワードを入力せずに各アプリケーションが起動する仕組みを実現する。

#### ⑤運用要件

- ・ 本事業で開発するSaaSサービスインフラを利用する場合は、原則、ホスティング形式とする。
- ・ データバックアップ方法／仕様、セキュリティ・ポリシ、サービスレベル、運用仕様など、システム運用コストに直結する事項に関しては、各社が想定するビジネスモデルに合わせて多様性を許容することとする。ただし、本事業として最低限の運用要件<sup>3</sup>を提示する。（資料末尾の参考資料1、2を参照）

### (2) システムアーキテクチャについて

#### (ア) システム構成について

##### ①参画パターン

本事業では、SaaS活用基盤（SaaSサービスインフラ、データセンタ、共通ポータル、及びSaaS-PFソフト）を開発・提供するが、システム構成については、以下の参画パターン①～③までの全ての方式を許容し、基本的にアプリケーションを提供する企業（以下、「アプリベンダ」という）が希望するシステム構成で参画が可能である。

表1：参画パターンに関する説明

参画パターン	共通ポータルとの連携	システム構成	運用
参画パターン①	連携する	SaaSサービスインフラは <b>利用せず</b> 、各アプリベンダが自社でシステムを構築	各アプリベンダが運用
参画パターン②	連携する	SaaSサービスインフラを利用してシステムを構築。原則、アプリベンダが希望するシステム構成が可能。	共通のデータセンタで運用

<sup>3</sup> 資料末尾に示す運用要件／SLAは、運用費用等を踏まえて、今後調整する可能性がある。

参画パターン	共通ポータルとの連携	システム構成	運用
参画パターン③	連携する	SaaSサービスインフラ及びSaaS-PFソフトを利用してシステムを構築。SaaS-PFソフトの仕様に合わせて、アプリケーションを構築。	共通のデータセンタで運用

## ②システム構成に関する前提条件

- ・ 上記参画パターン②の場合であっても、希望者に対しては、アプリベンダ毎に別々にサーバを設置する。
- ・ ロードバランサなど通信機器は共用とするが、インターネット接続回線については、他のアプリケーションの極端なトラフィック増加による性能劣化を防ぐために、各社ごとにトラフィック制限を設ける。
- ・ 上記参画パターン③のSaaS-PFソフトの開発を実施する場合、既存アプリケーションの移植をベースとした事業と平行して、別枠の共同開発案件として取り組む。本開発成果は、オープン・ソース・ソフトウェア（OSS）として提供することを前提とする。

## ③利用可能な基盤製品について

- ・ 利用可能なOS、開発言語、DBMSやAP/Webサーバ等のミドルウェア製品には制限を設けず、予算額の範囲内で各アプリベンダが希望するシステム構成を実現可能とする。

## (イ) データ連携機能

### ①データ連携方式

- ・ 「財務会計 - 税務申告」、「財務会計 - 給与計算」など、異なる業務アプリケーション間でのデータ連携を実現する（同じ業務アプリケーション間の水平連携は対象外）。
- ・ データ連携については、各アプリケーションがAPIを介してデータを一括して連携する方式とする（アプリケーションのDB構造を標準化しない）。また、データ連携のための中継サーバやデータ変換の機能は、共通ポータルもしくはSaaSサービスインフラで実現する。
- ・ データ連携において、トランザクション保証（正しく送信できたかの確認）は共通ポータルもしくはSaaSサービスインフラで実現するが、アプリケーション間のデータ整合性は、各利用者が運用で確保するか、アプリケーション側で当該機能を作り込むこととする。
- ・ 技術的にはN対Nの連携が可能な標準化とデータ連携の仕組みを確立するが、実際

にどのアプリケーション(サービス)と連携するかは、各アプリベンダで決定する。

## ②データフォーマット

- ・ 連携するデータは、財務会計データ/給与データ/ユーザマスタとし、データ連携に必要な、データ項目とフォーマットの標準化は、既存の標準等を取り入れながら、策定する。
  - 財務会計はXBRL及びXTX(法人税申告手続きデータ)を採用
  - ユーザマスタはXMLをベースとした標準を採用

## (ウ) 共通ポータル機能

### ①共通ポータルの機能全般

- ・ 初期画面/サービス導入部分のポータルサイトは共通とする。
- ・ アプリケーション連携、電子申告の確認等については、共通の処理プロセスで実施する。特に、税務申告に関しては、会計士・税理士など専門家が、税務申告の前に、確実に、申告内容を確認できるような機能を提供する。
- ・ 各アプリベンダが提供する自社のアプリケーションにログインするためのIDとパスワードを活かしつつ、共通ポータルへのログインIDとパスワードと連携することで、自動的に各社のアプリケーションにもログインできるような認証機能(SSO機能)を提供する。

### ②ユーザ管理機能

- ・ 利用者登録/アカウント情報管理方法については、共通ポータル側で提供し、希望するアプリベンダはアウトソーシング・サービスとして、当該機能を利用可能とする。
- ・ アカウント情報管理/SSO機能については、国際標準規格に準拠した仕組みの導入を目指す。
- ・ 上記の共通ポータル機能を利用するか、各アプリベンダ独自の仕組みを利用するかは、各アプリベンダが判断する。

## (3) 課金・決済について

### ①課金・請求

- ・ 利用者に対する課金・請求については、利用者の利便性を考慮し、複数のアプリケーション利用料を一括して、各利用者に課金・請求するスキームを原則とする。
- ・ 料金収納(回収)については、共通ポータルで利用者に対して一括請求した利用料を回収し、各アプリベンダに自動分配する仕組みをSaaSサービスインフラあるいは共通ポータルに構築し、その利用を希望するアプリベンダに対して提供する。

### ②収納代行

- ・ 提供する決済(請求/料金収納)機能については、収納代行業者に集約する。
- ・ 共通ポータルでも、料金収納代行サービスを提供するが、収納代行業者について

は、複数企業の参入を許容する。

### ③料金回収不能時の扱い

- ・ 債権者はアプリベンダとし、利用者への督促の主体はアプリベンダとする。

### (4) 販売経路について

各アプリベンダの販売モデル（販売経路、販売パートナーなど）については、SaaSサービスインフラ及び共通ポータルに特別に機能追加等が発生しない限り、特に制限は設けない。

### (5) サポートについて

- ・ 問い合わせについては、販売促進に携わる者を中心に対応。
- ・ 各アプリベンダ、SaaS活用基盤の開発・運用者は、一般利用者からの問い合わせ窓口とは別に、上記の者からの問い合わせ対応体制を整備する。

### (6) 料金設定について

#### ①原則

- ・ SaaS活用基盤の初期導入・構築費用（SaaSサービスインフラ、データセンタ、及び共通ポータルを構築するために必要なハードウェア、OS、DB、APサーバなども含む）、アプリケーションのオンライン対応のための移植費用を国が支弁する。
- ・ 開発・構築に係る費用の償却分を除く、純粋な維持・運用費用については、アプリケーション及びSaaS活用基盤それぞれの必要な実費を、利用料金から徴収する。
- ・ 国の委託事業期間終了後、原則、自由な競争ベースでの継続とするが、価格面での穏やかな合意（急激にサービス価格を上げない）については、国の委託事業期間終了後も協力を求める。

#### ②アプリケーション利用料

アプリケーションの利用料金は、原則の考え方にに基づき、各社個別に設定する。

#### ③SaaS活用基盤使用料

- ・ 共通ポータルの運用維持費用については、各アプリベンダが負担する。ただし、基本機能のみ利用するアプリベンダと、ユーザ管理／課金・決済機能などの追加サービスを利用するものとの負担料金は差別化する。
- ・ SaaSサービスインフラについては、利用実態に応じて各アプリベンダが負担する。国の用意するSaaSサービスインフラを利用しない事業者は負担なし。

### (7) その他

上記「(2) システムアーキテクチャについて」及び「(3) 課金・決済について」

の具体的な実現方法については、小規模企業にとって使いやすい仕組みを前提とする。

### 3. 事業内容

本事業の受託者は、上記の基本方針に沿って、中小企業向け各種アプリケーションをオンライン型で提供するためのSaaS活用基盤の整備に向けた以下の事業を実施する。

#### (1) 事業運営

##### (ア) プロジェクト管理

アプリケーションの開発者(アプリベンダ)、SaaSの基盤部分<sup>4</sup>の開発者(以下、「基盤ベンダ」という)、及びSaaS-PFソフトの開発者を取りまとめ、本事業を円滑に進めるため、本事業全体にわたっての適切な情報管理/情報共有/スケジュール管理などのマネジメントを行う。

##### (イ) 共通ポータル運営

共通ポータルの運営規程を設定し、共通ポータルを効率的に運営する。

##### (ウ) 普及啓蒙活動

本事業の理念・意義・活動内容等を広く周知し、本事業で提供するオンライン型のアプリケーションを中小企業に広く普及するために、以下の普及啓蒙活動、広報活動を実施する。

①税務専門家や利用企業/団体等への事業説明会・IT研修等を行うために、必要な教材・マニュアル等を作成するとともに、本教材を用いて教えることのできる講師(インストラクタ)を育成する。

②利用者向けプロモーション用デモ、パンフレット/ポスターの作成・配布なども含めて、継続的な広報活動を実施する。

#### (2) アプリケーション開発

2. に示す本事業の基本方針に従って、アプリケーションに求められる要件、システムアーキテクチャ(データ連携、共通ポータル機能を含む)、課金・決済、料金設定等について、詳細を経済産業省と十分協議の上、事業者の選定基準を策定し、開発を行うアプリベンダを公募し、開発を推進する。

開発事業者の選定にあたっては、公募手続きの透明性、公平性を確保するとともに、外部有識者からなる第三者公募審査委員会において採択の決定を行う。また、経済産業省のホームページにも公募案件を掲載するなど十分な周知を行うこととする。

#### (3) SaaSシステム開発

---

<sup>4</sup> SaaSサービスインフラ、データセンタ、及び共通ポータルの開発・構築。

2. に示す本事業の基本方針に従って、アプリケーションに求められる要件、システムアーキテクチャ、課金・決済、料金設定等について、詳細を経済産業省と十分協議の上、事業者の選定基準を策定し、SaaS基盤（SaaSサービスインフラ、データセンタ、及び共通ポータル）の構築及び移植されたアプリケーションを含めシステム全体のインテグレーションを行う基盤ベンダを公募し、開発を推進する。

開発事業者の選定にあたっては、公募手続きの透明性、公平性を確保するとともに、外部有識者からなる第三者公募審査委員会において採択の決定を行う。また、経済産業省のホームページにも公募案件を掲載するなど十分な周知を行うこととする。

#### （4）SaaS-PFソフト開発

シングルシステム・マルチテナントを実現する安価で高性能な次世代のSaaSプラットフォーム技術に関して、基本的なシステムアーキテクチャの検討及び設計を実施する。

具体的には、

- ① SaaS-PFソフトの共同開発者の公募・選定
- ② 共同開発全体のプロジェクト管理
- ③ OSSで公開するにあたり、共同開発の参加者と協議し、本事業で共同開発するSaaS-PFソフトの知的財産の権利関係の調整及び適切な管理、などを行う。

開発者の選定にあたっては、公募手続きの透明性、公平性を確保するとともに、外部有識者からなる第三者公募審査委員会において採択の決定を行う。また、経済産業省のホームページにも公募案件を掲載するなど十分な周知を行うこととする。

#### （5）事業報告書の作成

- （1）～（4）について、事業の成果を事業報告書として取りまとめる。

なお、上記事業を実施するにあたり、経済産業省の指示の下、アプリベンダ、基盤ベンダ、財務会計・税務専門家、商工会議所、商工会など中小企業支援団体等とも連携し、関係者からの意見収集を行いながら進める。

### 4. 応募要件

- （1）受託を希望する企業等（提案者）は、次の要件が備わっている必要がある。

- ① 企業、民間団体等、本事業に関する委託契約を経済産業省との間で直接締結等できる団体であること。
- ② 当該事業の遂行に必要な関連知識、及び事業を的確に遂行するに足る能力、組織、

人員等を有していること。必要に応じて、それら必要な知識や能力等を有する外部の有為な人材を柔軟に採用できる、もしくは出向として受け入れることができる体制を有すること。

- ③ 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 外部専門組織を活用するための再委託・外注を円滑に遂行できるなど、国が委託をする上で必要とする措置を適切に遂行できる体制を持っていること。
- ⑤ 本事業の目的、内容等について十分理解していること。
- ⑥ 複数者で共同提案するときは、全体の意志決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を定め、その者が提案書の提出をすること。
- ⑦ 一つの提案者が複数の提案を行わないこと。また、複数の共同提案に参加しないこと。
- ⑧ 当省から提示された委託契約書に合意すること。
- ⑨ 中立性（注3）を確保できること。

#### （注3）中立性

当該事業に参加する関係者から得た情報（サービスに関するアイデアや技術に関する情報等）を当該事業以外の事業に流用しない、あるいは外部に漏らさないこと。ただし、公表された情報及び当該事業に参加する関係者から同意を得た情報についてはこの限りではない。

#### （2）提案範囲

提案範囲として、一部分についての提案は認めない。「3. 事業内容」に示された全ての項目を含むこと。

### 5. 審査方法等

#### （1）審査方法

提案について以下の審査を行い、採択案件を決定する。なお、選定にあたっては、外部有識者からなる第三者公募審査委員会を設置の上、当該委員会において採択の決定を行う。

##### ① 書類審査及びヒアリング審査

提案書に基づき書類審査を実施する。また、必要に応じてヒアリングを実施する。審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

##### ② 財務審査

提案者の財務状況の審査を実施する。必要に応じて財務審査に必要な追加資料の提出を求めることがある。

## (2) 審査基準

審査の基準は以下のとおり。

複数の提案があった場合は相対的な比較による審査を行う。

### ①提案書の記載内容

- ・ 別紙「応募書類の記入要領」に示された項目について不足なく記載されているか。
- ・ 「3. 事業内容」に示された該当テーマの内容・要件を満たしているか。
- ・ 「4. 応募要件」を満たしているか。

### ②目標・計画

- ・ 実施項目、実施手法が明確に示されているか。
- ・ 目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。
- ・ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われているか。提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されているか。
- ・ 提案内容に対して、妥当な経費が示されているか。

### ③新規性、独創性、革新性

- ・ 最新動向について調査分析を行うに足る情報や情報源を把握しているか。
- ・ 事業内容について、国際的な動向から見て先端的な開発提案を含んでいるか。

### ④実施体制

- ・ 実施代表者は十分な管理能力及び相当程度の実績を有しているか。
- ・ 事業を行う上で、十分な研究人員（研究分担者）及び設備等を有しているか、また、開発を推進するために効果的な実施体制となっているか。

### ⑤成果活用の見通し

- ・ 成果の公表により、産業・社会への波及効果は認められるか。
- ・ 成果の普及・活用方策は具体的に検討されているか。

## 6. 契約条件

### (1) 契約形態

委託契約とする。

### (2) 採択件数

1件とする。

### (3) 予算規模

上限18億円（消費税込み）を予定している。

### (4) 実施期間

委託契約締結日から平成21年3月31日（火）までとする。

### (5) 成果物

成果物として、以下を経済産業省へ納入すること。

- ① アプリケーションの移植開発に係る技術仕様書 2 部及びCD-ROM等の電子媒体 10 部
- ② SaaSシステム全体（SaaSサービスインフラ、データセンタ及び共通ポータル）に係る技術仕様書 2 部及びCD-ROM等の電子媒体 10 部
- ③ SaaS-PFソフトに係る技術仕様書 2 部及びCD-ROM等の電子媒体 10 部
- ④ 普及啓発活動に係る資料一式（研修教材、マニュアル、ポスター、及びパンフレットなど）を 2 部及びCD-ROM等の電子媒体 10 部
- ⑤ 普及啓発活動に係るプロモーション用デモのCD-ROM等の電子媒体 10 部
- ⑥ 事業報告書 2 部及びCD-ROM等の電子媒体 10 部

(6) 費用の支払い

原則として、事業に要した経費は、事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとなる。

なお、予算執行上、全ての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となる。また、支出額、支出内容が適切かどうか委託費支払いに際し厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いが行えないこととなる。

## 7. 応募要領

### (1) 公募説明会

日時：平成20年6月3日（火）11:00～12:00

場所：経済産業省 本館2階 東1中正面会議室

公募説明会への参加を希望する場合は、平成20年6月2日（月）17:00までに、下記「8. 問い合わせ・連絡先」まで連絡すること。連絡の際は、メールの件名（題名）を必ず「中小企業向けSaaS活用基盤整備事業公募説明会出席登録」とし、本文に連絡担当窓口の方の「企業等名」、「出席者の氏名（ふりがな）」、「所属（部署名）」、「電話番号」、「FAX番号」、「e-mailアドレス」を明記すること。

なお、会場の都合により、説明会への参加は、公募への応募単位毎に2名までとする。（複数組織での共同応募を予定している場合は共同で応募する複数組織を一応募単位とし、その中から2名までの出席とする。）説明会の会場等の変更がある場合は、登録した「e-mail アドレス」まで連絡することとする。

また、出席者多数の場合は説明会を複数に分け、時間調整の依頼をお願いすることがある。

### (2) 応募書類の受付期間

公募開始日 平成20年5月30日（金）

公募締切日 平成20年6月12日(木)(17時必着)

(3) 応募書類の様式等

応募書類は様式に従って日本語で作成し、以下の必要部数を一つの封筒により提出すること。

応募書類の提出部数については、以下、①申請書(様式1)～④申請受理票(様式4)までをセットしたものを2部(内訳:各正本をセットしたもの1部と各副本(コピー)をセットしたもの1部)、⑤返信用封筒を提出すること。

なお、封筒の宛名面には、「平成20年度中小企業向けSaaS活用基盤整備事業応募書類在中」と朱書きで明記すること。

- ① 申請書(様式1) <正本1部、副本(写し)1部>
- ② 提案書(様式2) <正本1部、副本(写し)1部>
- ③ 企業等概要表(様式3)及び過去3年分の財務諸表<正本1部、副本(写し)1部>
- ④ 申請受理票(様式4) <正本1部、副本(写し)1部>
- ⑤ 返信用封筒(定型・切手貼付) <1枚>

返信用封筒は定型とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手(80円)を貼付すること。

提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮するが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅急便等により以下に提出すること。

提出先: 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課  
「中小企業向けSaaS活用基盤整備事業担当」あて

なお、持参、FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査対象とならないので、「応募書類の記入要領」を熟読の上、注意して記入すること。応募書類を投函後は念のため、書類を送付した旨を下記「8. 問い合わせ・連絡先」まで連絡すること。

なお、連絡の際は、メールの件名(題名)を必ず「中小企業向けSaaS活用基盤

整備事業公募書類提出」とすること。その上で、本文に連絡担当窓口の方の「企業等名」、「氏名（ふりがな）」、「所属（部署名）」、「電話番号」、「FAX番号」、「e-mailアドレス」を明記すること。

(5) 審査結果の通知

審査結果については、後日申請者に対して結果を通知する。通知方法については、申請者の提出書類に基づき、当課より電話、郵送、e-mail のいずれかにより行うものとする。

8. 問い合わせ・連絡先

経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課  
「中小企業向けSaaS活用基盤整備事業」担当

E-mail : fy20-itakujigyo@meti.go.jp

FAX : 03-3580-6073

お問い合わせは日本語により、e-mail 又はFAXでのみ受け付ける。電話での問い合わせは受け付けない。

e-mail・FAXでの問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「中小企業向けSaaS活用基盤整備事業公募問い合わせ」とすること。他の件名（題名）では問い合わせに回答できない場合がある。

## 【参考資料1】運用要件

### 1. データ通信時のセキュリティ確保

- ・ クライアントPCとデータセンタ間の通信はSSLを使用し、データの盗聴、改ざんを防止する
- ・ データセンタのデータベースへの格納時にデータを暗号化し、データの盗難、改ざんを防止する<sup>5</sup>

### 2. データセンタのセキュリティ確保

#### ① データセンタのネットワークセキュリティ確保

- ・ サーバ構成は利用者にサービスを提供する公開層、利用者のデータを保存する業務層の2層とし、業務層をインターネットから隠蔽する
- ・ インターネットとサーバの間にファイアウォール（FW）を設置し、外部からの不正な攻撃等を防ぐ
- ・ 侵入検知システム（IDS）を設置し、FWでは防ぎきれない未知の攻撃等を検知する
- ・ ログ管理（不正アクセスの防止）

#### ② データセンタのサーバセキュリティ確保

- ・ ウイルス検知ソフトを常駐し、定期的にアップデートすることでウイルスからの攻撃を防ぐ
- ・ 定期的にOSのアップデートを行い、脆弱性による攻撃等を防ぐ

#### ③ データセンタのデータセキュリティ確保

- ・ データベースへの利用者のデータ登録時に暗号化を行い、格納データの盗聴、盗難、改ざんを防ぐ
- ・ 外部記憶媒体等にデータベースのバックアップを行い、サーバ障害等によるデータの消失を防ぐ（週次でフルバックアップ、日次で差分バックアップ）

#### ④ データセンタの物理的セキュリティ確保

- ・ 建物への入館は社員証等のICカードによる認証を行う
- ・ サーバルームへの入室は事前の申請、およびデータセンタで貸与するICカードによる認証を行う
- ・ サーバラックは常時施錠し、鍵はデータセンタで管理する
- ・ 建物内部は監視カメラを設置し、不正侵入等を防ぐ
- ・ 有人による巡回監視を行い侵入や破壊等を防ぐ

### 3. データセンタの運用確保

---

<sup>5</sup> 財務・会計等の企業の基幹システムについては、必達であるが、グループウェア等の情報を扱うアプリの場合、個別の事情を勘案して、変更することが可能。

- 各サーバを2台以上で構成し、メンテナンスやサーバ故障等によるサービスの停止を防止する（なお、データに関しては、随時二重書き込みを実施）
- ネットワークを二重化し、ネットワーク機器故障によるサービスの停止を防止する
- データセンタに無停電電源装置（CVCF）を設置し、停電によるサービスの停止を防止する
- サーバの稼働状況について、24時間365日、運転管理ソフトを用いた有人による監視を行う
- 緊急時対応計画の策定

【参考資料2】サービスレベルアグリーメント（SLA）

サービス時間	24時間365日（保守等計画停止を除く）
サービス稼働率（計画停止時間を除く）	99.9%
サポート時間	受付時間： （電話）9：00～17：00 土日祝日及び休業日を除く （メール）24時間365日受付
平均復旧時間	1時間
システム監視基準	30分毎の稼働確認（H/W、ネットワーク）
障害通知時間	15分以内
サービス提供状況の報告／間隔	月に1度、サービス稼働状況をホームページに公開
オンライン応答時間	平均応答時間3秒以内（データセンタ内）
バックアップの方法	週次でフルバックアップ。日次で差分バックアップ。
バックアップデータの保存期間	7年
データ消去の要件	サービス解約後1ヶ月以内にデータ及び保管媒体を破棄。
セキュリティ要件（公的認証取得の要件）	データセンタの運用事業者によるISMS認証取得、プライバシーマーク取得。 アプリベンダについても、ISMS認証およびプライバシーマークを取得することが望ましい。
セキュリティ要件（アプリケーションに関する第三者評価）	年1回、外部機関によりサービスの脆弱性に関する評価を受け指摘事項に対して対策を実施し、利用者に報告する。